

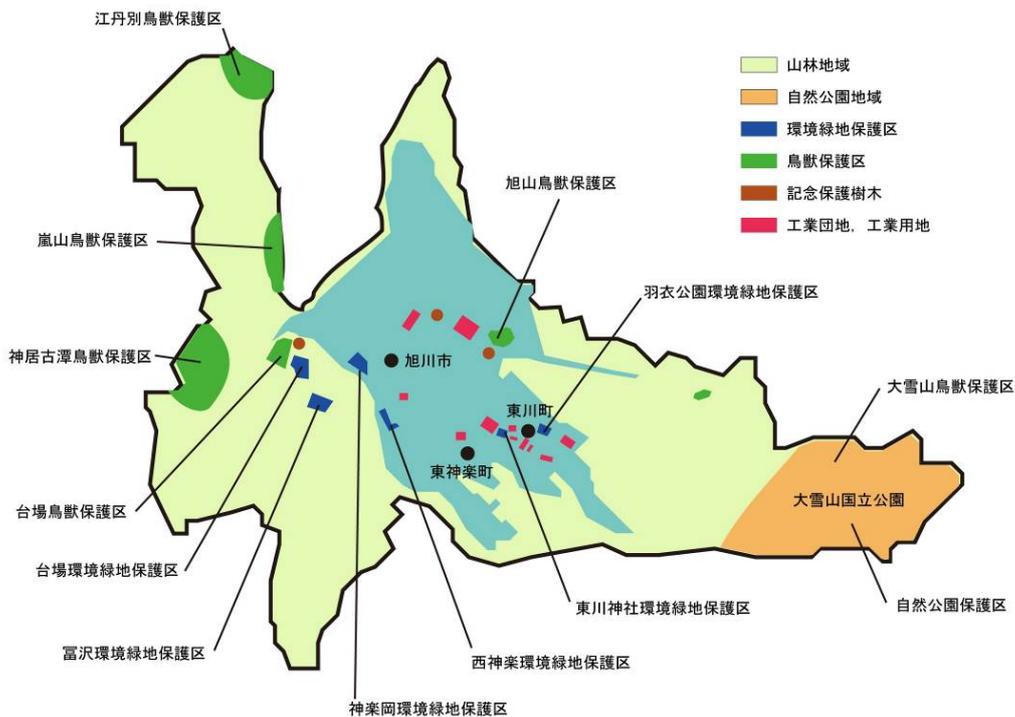
# 基本計画

## 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

### (1) 促進区域

設定する区域は、平成29年8月1日現在における北海道旭川市、東神楽町、東川町の隣接する1市2町（約106,330ha）からなる旭川地域（以下「本地域」という。）の行政区域とする。ただし、大雪山国立公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、環境省が定める重要湿地「大雪山系旭岳周辺湿原群」、北海道自然景観保護条例に基づく環境緑地保護区域（旭川で4箇所、東川で2箇所指定）を除く。

なお、本促進区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は存在しない。



### (2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

#### ①地理的条件

本地域は、北海道のほぼ中央部の上川盆地内に位置している。東に旭岳を有する大雪山連峰を望み、それを源流とする石狩川など多くの河川が合流する恵み豊かな大地に育まれた、自然と都市が調和した地域である。特に、地震が少ないことで知られており、今後30年間

に大地震が発生する確率は、都道府県庁所在地（道内の総合振興局・振興局所在地を含む。）で最も低く、盆地であることから年間を通して風も弱い地域である。

四季の変化が明瞭で、冬は積雪寒冷、梅雨がなく、夏の気温は高くなるものの湿度が低く過ごしやすいという気候の特徴がある。



旭川地域



北海道の森林資源

恵まれた自然環境を背景に、古くより農業や木工業を基幹産業として発展を遂げてきた。本地域の農業は、今日では全国有数の米どころとなっているほか、農薬の使用量が少ないクリーン農産物の生産に注力しており、その品目数は道内屈指である。

木製家具においては、地場の良質な木材と鉄道開設時から受け継がれている優れた加工技術を背景とし、半世紀以上をかけて全国でも有数の木製家具産地を形成してきた。これらの産業の発展を背景に、機械金属関連産業や食品関連産業等の集積が進むとともに、北海道の陸路輸送の要衝という地理的条件を活かし卸・小売業が加わり多様な産業形成がなされた。現在は、医療・福祉の充実が進み、大雪山の雄大な自然や旭山動物園をはじめとする観光資源が加わり、様々な産業が集積した地域となっている。

## ②インフラの整備状況

### ●交通網

本地域の面積は約 106,330ha で、札幌市（112,100 ha）とほぼ同様の広さであり、地域内の移動が1時間程度で可能なことから、生活（学校、医療、福祉）、産業、経済など生活基盤を共有している。

北海道のほぼ中央に位置していることから、古くより北海道内の主な流通手段である陸路輸送の経由点となっており、国道・道道のほか鉄道において各地と結ばれている。

北海道経済の拠点である札幌とは、鉄道及び道央自動車道の利用で1時間30分での移動が可能となっている。

また、空路についても、旭川空港（所在地：東神楽町）を拠点とし、国内路線は東京、名古屋との定期便、国際線は韓国、台湾等へのチャーター便が就航している。年間の就航率は99.1%と高い水準を誇っており、緊急時の空輸での物流にも対応可能である。



J R旭川駅



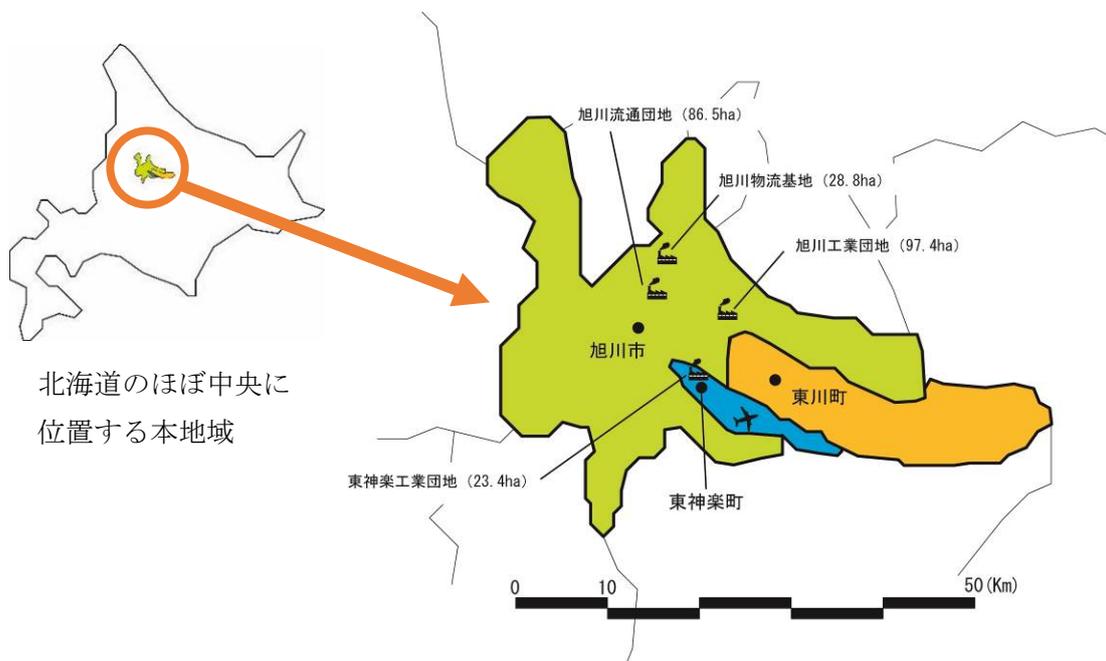
旭川空港

●産業立地基盤

本地域は、旭川工業団地（97.4ha）、旭川流通団地（86.5ha）、旭川物流基地（28.8ha）のほか旧頭脳立地法に基づいて整備された旭川リサーチパーク（17.3ha）、東神楽工業団地（23.4ha）の5工業系団地のほか、都市計画用途地域では工業専用地域、工業団地を有している。

東川町においては、工業系団地はないものの工業立地に適した用地等の産業立地基盤を有しており、多くの工場が同町に建設されている。

なお、旭川市においては、新たに動物園通り産業団地（22.7ha）を造成中であり、平成30年4月から分譲を開始する予定である。



③人口分布の状況

本地域の人口は、平成28年12月現在で361,984人(旭川市343,393人、東神楽町10,403人、東川町8,188人)となっている。人口減少に歯止めがきかない自治体が多い中、東神楽

町と東川町においては、独自の町おこしが実を結び、近年、人口増加を遂げている。

全産業の従業者数（2014年実績 RESAS 産業構造マップ）は90,560人となっており、製造業の従事者は10,764人で全体の約12%を占めている。

今後、本地域だけでなく日本全体での人口減少が予想されていることに加え、医療・福祉やIT産業等の成長分野の影響から、製造業の担い手不足が発生するものと懸念される。今後は、域外からの優秀な人材の確保を目指す必要があるが、それには、より魅力的な産業（やりがい、周囲からの敬意、待遇等）への成長が求められる。

本地域の人口推移（出典：RESAS 人口マップ）

単位：人

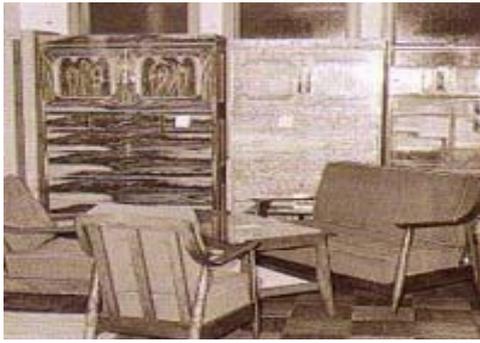
地域 \ 年	2010	2015	2020	2025	2030	2035
旭川市	347,095	339,605	322,296	306,151	288,229	269,094
東神楽町	9,292	10,233	9,448	9,320	9,157	8,957
東川町	7,859	8,111	7,626	7,410	7,172	6,919
計	364,246	357,949	339,370	322,881	304,558	284,970



#### ④基幹産業・旭川家具の概要

本地域で製作された木製家具（以下「旭川家具」という。）の発祥は明治時代中期とされ、陸軍師団建設に伴う本州からの建築・建具職人の移住、鉄道の開通に伴う客車整備を目的とした木工場の設立によって机・椅子等が製造されたことが産地形成につながった。

その後は、地場の良質な木材と鉄道開設時から受け継がれている優れた加工技術を背景とし、半世紀以上をかけて全国でも有数の木製家具産地（地域内には4人未満の事業所も含めると家具メーカー約100社が存在している）に成長を遂げた。



昭和 30 年代の家具見本市（旭川）

今日では、木材の集散地ならではの豊富な樹種、シンプルモダンと素材感を活かしたデザイン、社内一貫生産による短納期・少量のオーダーメイド対応が高く評価され、家庭用家具を中心としながら公共空間用家具や店舗什器まで幅広く生産しており、その多く（生製品の約 8 割）は道外へ出荷されている。

また、本地域は以前より海外市場への挑戦を試みてきた家具産地である。

海外市場への挑戦は、昭和 5 1 年、サンフランシスコで開催された「アメリカ家具ショー」に旭川の家具メーカー 9 社が出展したことに始まり、昭和 5 4 年には家具メーカー 6 社が共同でサンフランシスコに家具常設展示場を開設（その後、1984 年に設立されたカンディハウスの現地法人に事業を委譲）するに至った。

その後も、平成 1 5 年にはミラノサローネ（イタリア）、平成 1 8 ～ 2 0 年にはケルンメッセ（ドイツ）など世界の最先端のインテリア製品が集う展示会へ出展しながら海外市場への進出を伺ってきた。以前は欧米への出荷が主であったが、最近では韓国や台湾などアジア圏からの受注も増加傾向にある。

工業統計（平成 2 6 年度実績）を見ると、全国の生産額 8,140 億円に対し、本地域における木製家具の生産額は 103.6 億円（北海道 工業統計調査）で全体の 1.3%であるのに対し、輸出額は約 2.1 億円（旭川市工芸センターによる聞き取り調査）で日本全体の木製家具輸出額（財務省貿易統計 平成 2 7 年度実績）の 6.1%（全体 34.3 億円）を占めていることから、本地域の家具産業がいかに輸出に力を入れているかが伺える。



平成 15 年 ミラノサローネ（イタリア）



平成 18 年 ケルン国際家具見本市（ドイツ）

## ●森林資源

本地域及び北海道の自然資源の代表として豊かな「森林資源」がある。

本地域の木工業は、もともと内陸部の厳しい気象条件に育まれた良質な広葉樹の活用により付加価値を高め発展してきた。しかし、家具産地としての黎明期こそ北海道産木材を切り出し活用していたが、輸出用として大量伐採したことで資源が減少し、数十年前からはロシアや北米からの輸入材が主となっている。ただ近年は、森林資源が回復傾向にあることに加え、ユーザーからの北海道産木材活用を期待する声も多いことから、旭川家具工業協同組合においても、平成25年より「この木の家具 プロジェクト」をスタートさせ、業界全体で北海道産木材活用を推進しているところである。

また、本地域には20を超える木材業者があり、国内外の様々な樹種が著しい木材の高騰に巻き込まれることなく安定供給されてきたことも、本地域が国内有数の家具産地として成長できた大きな要因である。



大正時代の製材現場



製材前の木材



乾燥中の木材



乾燥中の木材



この木の家具プロジェクト・展示



この木の家具プロジェクト・ロゴマーク

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

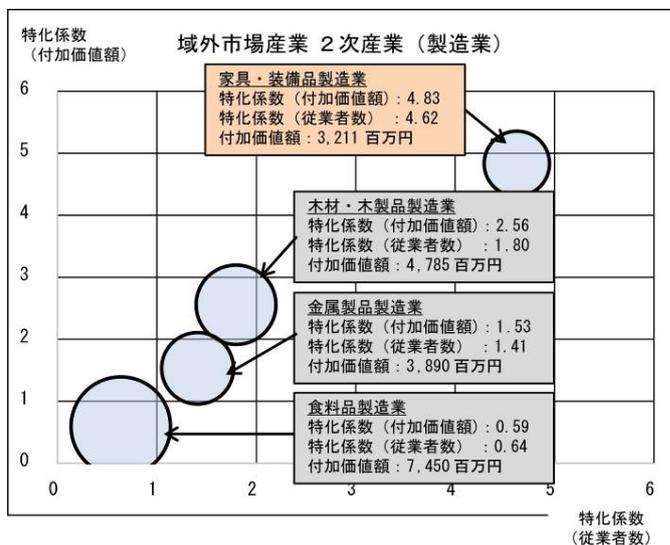
### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

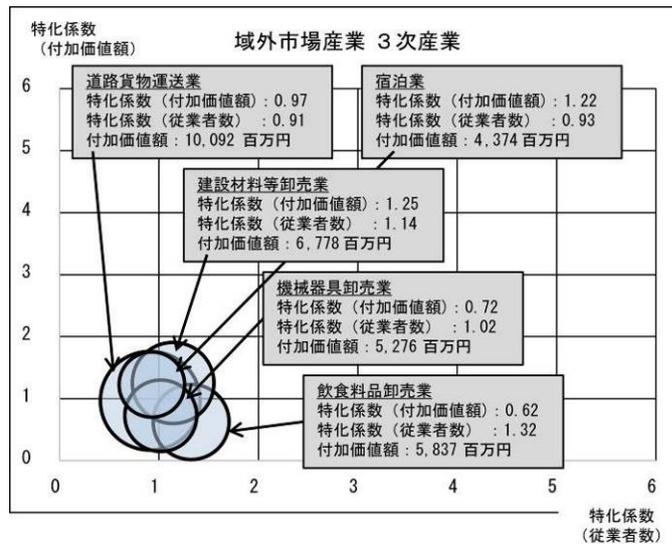
本地域の製造業の産業集積状況を全道との比較で見ると、「家具・装備品製造業」、「木材・木製品製造業」の特化係数が一際高くなっており、道内において木工産業の集積が進んだ地域と言える。

本地域の製造業と家具・装備品業の製造品出荷額等・付加価値額を比較すると、家具・装備品業は製造品出荷額等に比して付加価値額が高く、稼ぐ産業であることがわかる。また、原材料は域内で調達・販路は域外という企業が多く、「域外資金獲得産業」として地域経済に与える影響は大きいものと考えられる。

以上を踏まえ、今後、本地域が成長を遂げるには全産業の底上げはもちろんのことながら、やはり、域外（大消費地、海外）からの資金をいかに獲得するかが重要となる。その中心となるのが製造品の約 80%が道外（主に大都市）へ出荷される旭川家具であり、恵まれた森林資源・北海道産木材を活用した地域ブランドの確立・発信、海外マーケットへの進出・拡大といった取組みにより産業の付加価値を高めながら、質の高い雇用の創出を図っていく。

■域外市場産業の対全道特化係数（付加価値額，従業者数，円のサイズは付加価値額の大さを示す）





出典：RESASと金融機関データを融合させた地域中核産業分析モデル「旭川経済圏・家具製造業の分析事例」  
北海道経済産業局 北洋銀行

本地域の製造業の概要（出展：2014年 北海道・工業統計調査）

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等	付加価値額
家具・装備品 製造業	51社 (13.3%)	858人 (9.5%)	10,357.3百万円 (5.0%)	5,596.7百万円 (7.3%)
製造業	384社	9,077人	207,014.1百万円	76,150.7百万円

※ ( ) は全製造業に対する割合

## (2) 経済的効果の目標

※任意記載のKPIの現状値は、北海道・工業統計調査（2014年）による。

### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	600百万円	—

(算定根拠)

- ・1件あたり平均100百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出。これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、促進区域で600百万円の付加価値創出を目指す。

- ・600百万円は、直近の旭川家具（家具・装備品製造業）の付加価値額（約5,600百万円）の10.7%にあたり、製造品出荷額等のほとんどが域外からのものであることを考えると、地域経済に与える影響は大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の製造品出荷額等、従業者数、輸出額を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
旭川家具（家具・装備品製造業）の製造品出荷額等	10,357.3百万円	11,185.9百万円	8.0%
〃 従業者数	858人	927人	8.0%
〃 輸出額	210百万円	243.6百万円	16.0%

### 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

#### （1）地域の特性の活用

基本計画「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」で定める地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

#### （2）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

#### （3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で8%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で8%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で8%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で8%増加すること



メーカー間の連携も強く、域外への外注がほとんど無いため、他品種少量生産、オーダーメイドや短納期といった受注にも対応可能な生産体制となっている。小規模メーカーにも数値制御によるNCマシンの導入が進みつつも、熟練技能者も数多く残っていることで多種多様なオーダーを受けられるのが旭川家具の大きな強みとなっている。

また、地域内に多くの機械金属加工メーカーが存在することも強みとなっている。室蘭や苫小牧と異なり大規模な企業は存在しないが、その分、少量のオーダーにも短時間で対応可能なため様々な受注を受けることができる。今後は、耐久性が求められる公共空間の家具開発などで連携を目指すものである。

森林資源も大きな強みとなる可能性を秘めている。前述のとおり、現在、旭川家具の多くは輸入材に頼っているが、数年前より、最も使用量が多いナラ材の供給国であるロシアが原木での輸出を禁止したことで価格が高騰し、本地域のみならず日本の家具産業は大きな打撃を受けている。しかし、そのような状況下において、北海道内の自治体が管理する森林資源を活用しようとする動きが出てきており、旭川家具も中川町と協定を結び、同町の木材を積極的に使用しているところである。寒冷地で育まれた木材は木目も緻密で最高級とされ、地元家具メーカーが生産する「地産地消」家具は市場においても大きな差別化が図られるものと期待される。

家具の輸送面でも、本地域ならではの特色がある。国内の家具運送は、緊急な納品以外はトラックによる陸路輸送である。旭川家具の8割は道外へ出荷されるため、地域内にある4つの運輸会社とタイアップし専用トラックにて行っている。

約20年前より、本地域ではメーカー毎の輸送を止め、1台のトラックに複数のメーカーの製品を混載する「共同輸送システム」を運用（旭川家具工業協同組合による運営）している。それまでは、1メーカーの製品で1台のトラックが満杯になるまで出荷できなかったものを、各メーカーの出荷情報を集約し、複数メーカーの混載によって出荷できるようになった。小規模メーカーでは最長で1ヶ月以上待ちの状態があったものが、完成次第、即出荷できるようになっている。

将来的な販路拡大として海外マーケットも意識しており、前述（6ページ、④基幹産業・旭川家具の概要）のとおり、海外への展示会出展をはじめ中核企業である(株)カンディハウスがアメリカとドイツに現地法人を設立した成果が日本全体の輸出額の6%という数字に表れている。旭川家具工業協同組合（加盟42社）においても、平成27年に海外事業部を立ち上げ、通訳機能を有さない小規模企業のサポートを行っている。

また、本地域では1990年より3年に一度「国際家具デザインフェア旭川 IFDA」を開催し、海外デザイナーや海外バイヤーとの交流を図ってきた。主要事業としてコンペティションを開催しており、直近の開催には世界30カ国・地域から683点の応募が寄せられた。延べ10回の開催で8,845件の応募（約半数が海外デザイナー）があるなど、旭川家具と世界をつなぐ国際交流の場として大きな役割を果たしている。



IFDA  
コンペティション入賞入選作品展



IFDA  
旭川家具新作品展（匠工芸）

3年に一度のIFDAに対し、毎年開催しているのが「旭川デザインウィーク ADW」である。各メーカーの新作展示だけでなく、他業種も一体となって旭川のデザイン力を向上・発信していこうという取り組みである。このイベントでは、ジェトロ北海道の協力の下、平成27、29年にアジア・ヨーロッパのバイヤーを本地域に招聘する「家具・クラフト輸出商談会」を併せて開催しており、初めて輸出に至ったメーカーも1社あった。

このような産地としての輸出や国際交流への取り組み、海外に拠点を持つ中核企業の存在は旭川家具の大きなアドバンテージとなっており、今後、欧米をはじめ近隣アジア諸国への輸出促進を目指すものである。



ADW  
中心市街地へのフラッグ掲示

●今後、想定される地域民間投資の例

【輸出拡大事業】

- ①「IFDA 国際家具デザインフェア旭川」, 「ADW 旭川デザインウィーク」の開催
- ②海外見本市への出展
- ③首都圏等で開催される見本市（IFFT インテリアライフスタイルリビング等）への出展
- ④海外バイヤーの招聘

#### 【新製品開発】

- ①北海道産木材の活用によるブランド化
- ②熟練技能者の技術を活用したハイエンド商品の開発
- ③異業種とのコラボレーションによる技術開発及び製品開発
- ④デザイナーとの協働による高付加価値製品の開発

#### 【設備投資】

- ①生産量の増加や効率化のための工場等の新增設
- ②CNCマシン等の先端機械の導入による生産性向上
- ③手加工の工程の機械化及び自動化
- ④産業観光の推進に係る工場及び見学施設等への投資

#### 【その他】

- ①人材育成システムの確立（域内の技術継承，海外派遣研修等）
- ②SNSを活用した情報発信
- ③インバウンド観光客向けの情報発信ツール（展示場，WEB，パンフレット等）の整備

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備，公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### （1）総論

家具製造業の支援には，地域の事業者のニーズ及び事業推進の懸案事項を的確に把握するとともに，適切な事業環境を整備していく必要がある。

このことについては，各自治体において支援制度の充実を図るとともに，国の支援策の活用を念頭に置き，事業コストのハードルを下げることで本地域にしかない強みをさらに強化する。

### （2）制度の整備に関する事項

- ①不動産取得税，固定資産税の減免措置

#### ●旭川市工業等振興促進条例

旭川市では，工場等を新設又は増設した企業等で一定の雇用増を図った場合，固定資産税及び都市計画税を3年間課税免除するほか，土地取得費の25%（最高限度額1億円）相当を助成する土地取得助成金，事業所税相当額を3年間助成する工場等設置助成金，常用雇用の新規雇用者1人当たり30万円を3年間助成する雇用助成金（年間限度額3,000万円），操業にかかるランニングコストを3年間助成する操業助成金（年間限度額500万円）などを設けている。

●東神楽町企業等立地促進条例

東神楽町では、事業場の新設又は既存事業場を取得する企業に対し、土地・建物に関する固定資産税を3年間免除、また既存の企業で建物を増設した時は、増設した建物につき3年間の固定資産税を免除する優遇措置を設けている。

●東川町産業振興支援条例

東川町では、町外企業の事業所新設又は町内企業の増設に対し、固定資産税を5年間減免する優遇措置及び事業所の緑化に対する助成（事業費の1/3以内、上限額100万円）、新規起業に対し固定資産（土地、家屋、設備等）の取得・改修費用の助成制度（事業費の1/3以内、上限額1,000万円/事業者）を設けている。

●特定地域等における道税の課税の特例に関する条例

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を規定しており、地域経済牽引事業に係る施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について、今後対象とする一部改正を予定している。

②企業立地促進のための低利融資

北海道では、北海道中小企業総合振興資金融資制度により、工場新增設に係る設備資金の最高8億円までの融資を実施している。

旭川市では、中小企業振興資金融資制度による工場等の新增設や建設用地の取得等に要する利子補給付き資金融資のほか、関連した補助制度として株式会社日本政策金融公庫からの設備資金等を借り入れた立地企業に対する利子補給制度を設け、企業立地の促進を図っている。

東神楽町では、中小企業特別融資制度により運転資金や設備資金の融資の斡旋を行っており、取扱金融機関に町が資金を預託するとともに町による利子補給を行い企業立地の促進を図っている。

③地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、家具等製造分野において、事業者の具体的なニーズ把握等のため情報共有をしながら、設備投資支援や販路開拓支援等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のため研究機関が有する技術データ等の提供を積極的に進めていく。また、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林産試験場などの支援機関の連携による現地指導や受入研修等の充実により、研究データの公開を推進していく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

旭川家具における地域経済牽引事業のとりまとめについては、旭川市経済観光部工芸センターが行うものとし、事業者が抱える課題解決には関係機関が一体となって対応するとともに、北海道経済部産業振興局産業振興課内及び旭川市経済観光部工芸センターに相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合は、本地域1市2町の市長・町長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 支援機関の機能強化

旭川市工芸センター、旭川市工業技術センターでは、地域企業の技術力向上・製品開発の活性化を目指し、地域企業が共同利用できる3Dプリンター・3Dスキャナーの設置や技術研修会を開催し、ハード・ソフト両面において支援を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	29年度	30～33年度	34年度
<b>【制度の整備】</b>			
不動産取得税, 固定資産税の減免措置	制定済み, 運用 ・旭川市工業等振興促進条例 ・東神楽町企業等立地促進条例 ・東川町産業振興支援条例 12月: 北海道が不動産取得税及び道固定資産税の課税免除措置に関する条例の改正を予定	運用	運用
企業立地促進のための低利融資	制定済み, 運用 ・北海道中小企業総合振興資金融資制度 ・中小企業振興資金融資制度(旭川市) ・中小企業特別融資制度(東神楽町)	運用	運用
地方創生推進交付金の活用	申請準備等を実施	交付後事業開始 随時対応	随時対応
<b>【情報処理の促進のための環境整備 (公共データの民間公開等)】</b>			
研究機関が有する技術データ等の提供	11月: 関係機関との協議開始 3月: 提供方法の決定	運用	運用

【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	<p>随時対応 旭川市が相談窓口となり、1市2町の市長・町長と相談の上、対応を決定する。</p> <p>北海道経済部産業振興局産業振興課内及び旭川市経済観光部工芸センター内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。 また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部局と連携して対応していくものとする。</p>	随時対応	随時対応
【その他の事業環境整備に関する事項】			
支援機関の機能強化	<p>11月： 旭川市工業技術センター・3Dプリンター導入 平成30年4月：貸出開始</p>	<p>平成30年11月： 旭川市工芸センター・3Dスキャナー導入 平成31年4月：貸出開始</p>	運用

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### (1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業の推進には、製品開発や技術開発等の製造に関する事項だけでなく、販路開拓や人材育成、情報発信、設備投資など様々な事項が関わってくることから地域の支援機関の連携が必要となる。

本地域の地域経済牽引支援機関としては、現在、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、一般財団法人旭川産業創造プラザ、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター、旭川食品産業支援センター、旭川ITジョイントセンターといった6つの専門機関で構成する旭川ものづくり総合支援センターが地域経済牽引支援機関の連携体として、ものづくり産業を総合的に支援している。

また、本地域及び近郊の公設試験研究機関として、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場、建築研究本部北方建築総合研究所、農業研究本部上川農業試験場があり、共同研究や技術相談、技術指導等の技術支援を行っている。

### (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

#### ①日本貿易機構（JETRO北海道）

国内の中小企業の海外展開を人的サポートや展示会開催など様々な面から支援しており、旭川家具も、ジェトロ北海道の協力の下、平成27、29年にアジア・ヨーロッパのバイヤ

一を本地域に招聘するマッチング事業「家具・クラフト輸出商談会」を開催している。

海外との交渉実績に乏しい旭川家具業界にとって、今後もアドバイザーとして様々な支援を期待している。

#### ②独立行政法人 中小企業基盤整備機構北海道本部

旭川家具の構成員全てが中小企業であり、製造技術面は得意とする一方、経営面に課題を有する企業が少なくない。今後予定されている販路開拓における事業展開及び経営面でのサポート役として期待される。

過去に実施した「地域資源活用新事業展開支援事業」の際にも、幾つかのメーカーが事業計画・経営計画の指導を受け成果をあげることができた。

#### ③旭川市工芸センター

本地域の木製品製造業（家具、建具、工芸品）と窯業の振興を目的に、技術開発及び性能試験、人材育成、販路開拓等の支援を行っている。北海道で数少ない、家具の強度試験機を有する機関であり、旭川家具の安心・安全を高めるために不可欠な役割を果たしている。

また、設備機器を地域の事業者向けに貸出（有料）するなど地域の拠点となっている。

#### ④旭川市工業技術センター

本地域の機械・金属製造業の振興を目的とし、工芸センター同様、技術開発及び性能試験、人材育成、販路開拓、設備機器の貸出等の支援を行っている。

現在、旭川家具の主材料は木材であるが、一般家庭用よりも耐久性が求められる公共空間等においては金属の使用も想定されることから、その類いの製品開発の際のアドバイザー及び機械・金属業界との橋渡し役として期待される。

#### ⑤一般財団法人旭川産業創造プラザ

本地域のみならず、道北の製造業全般を技術・販売の両面からサポートする機関。独自の補助制度を有し、将来有望な研究事例を積極的に支援している。また、異業種間連携のコーディネート機能も役割の一つとしており、旭川家具が新市場開拓の際のパートナー探し等に大きな役割を果たす。

#### ⑥地方独立行政法人北海道立総合研究機構 森林研究本部林産試験場

北海道産木材の高度化と利用促進及び木質材料・木質構造物の性能向上を目的に、木材分野における研究開発や性能試験、技術指導を行っている。木材を専門に研究している機関は全国でも希で、その研究データ及び設備については国内有数である。

旭川家具が未進出である屋外空間分野、針葉樹による家具開発等において研究開発を行っており、その研究成果及び性能評価データは非常に有益なものである。

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないように配慮し、環境関係法令の遵守が環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

### (2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穩の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人一人の防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入する箇所や交差点等にミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

### (3) その他

#### ①PCDA体制の整備

基本計画及び地域経済牽引事業の成果について「2 地域経済牽引事業の促進による経済効果に関する目標 (2) 経済的効果の目標」に掲げた目標に則り、毎年6月に旭川市が検証を行う。事業の見直しについては、行政機関及び関係業界の代表による検討会を開催し、修正案を作成し事業成果と共にHP等で公表する。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

### (1) 総論

なし

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から平成34年度末日までとする。